

# まえばしスマイルプラン

## (素案)

～老人福祉計画・第8期介護保険事業計画～

(令和3年度～令和5年度)

第1章 計画策定にあたって .....	1
第2章 前橋市の現状と日常生活圏域の設定 .....	3
第3章 第7期スマイルプランの評価 .....	7
第4章 基本理念と施策目標 .....	7
第5章 目標を実現するための施策の展開 .....	9
第6章 介護保険事業の見込み .....	27

令和2年11月

前橋市

# 第1章 計画策定にあたって

## 計画策定の背景と目的

人口減少社会、超高齢社会となった我が国は、総人口1億2,617万人(令和元年10月1日現在)のうち、65歳以上の高齢者が3,589万人(28.4%)、また75歳以上が1,849万人(14.7%)で65歳以上75歳未満の人口を上回り、急速に高齢化が進んでいます。

今後も令和7年には団塊の世代がすべて75歳以上となるほか、令和22年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になる等、総人口が減少する中で、高齢化はますます進展していくことから、医療・介護へのニーズも大幅に増加していくことが見込まれます。また、65歳以上の高齢者で認知症になる人の割合が、令和7年には約20%(\*)になるとも予測されています。

こうしたことから、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」構築の実現に向け、各事業をより一層推進する必要があります。

これまで、その時の社会情勢を踏まえ、介護保険制度の見直しが行われてきました。平成30年度には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現、制度の持続可能性の確保を図ることになりました。

そして、令和3年度に向けては、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制構築に向けた支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組強化等、所要の改正が行われました。

※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究(平成26年度厚生労働科学研究補助金特別研究事業 九州大学二宮教授)」より

図表1-1 令和3年度介護保険制度改正の概要

### 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

#### 改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会:子供・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

#### 改正の概要

- 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援** 【社会福祉法、介護保険法】  
市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
- 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進** 【介護保険法、老人福祉法】
  - ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
  - ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。
  - ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。
- 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進** 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
  - ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
  - ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
  - ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。
- 4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化** 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】
  - ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
  - ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
  - ③ 介護福祉士養成施設卒業業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。
- 5. 社会福祉連携推進法人制度の創設** 【社会福祉法】  
社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

#### 施行期日

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

出典) 厚生労働省資料

## 計画の位置づけ及び庁内連携

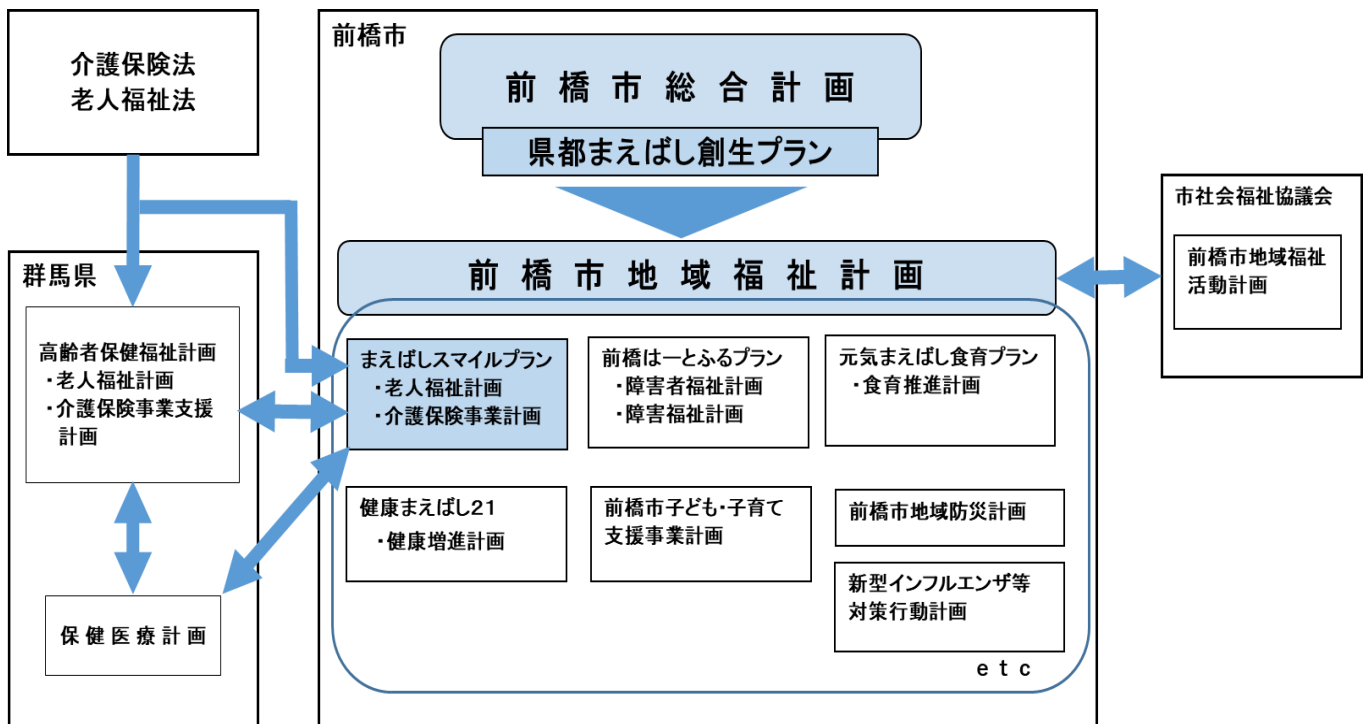
「まえばしスマイルプラン」は、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定する計画であり、本市の高齢者福祉・介護に関わる政策全般にわたる行政計画です。本計画は第8期にあたり、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間としています。

上位計画に、本市のまちづくりの基本理念や将来都市像、その都市像を実現するための政策の方向性、具体的施策等を示す「第七次前橋市総合計画」(計画期間:平成30年度～令和9年度)や、人口減少問題の解決に向けた取組を示した「第2期県都まえばし創生プラン」(計画期間:令和2年度～令和6年度)、さらには地域福祉を推進するための福祉分野の総合的な計画「第2次前橋市地域福祉計画」(計画期間:平成27年度～令和6年度)があり、これらの方針を踏まえるとともに、保健・医療・福祉分野はもちろん、本市の各種計画と調和を保ちながら策定・推進するものです。

今後、地域包括ケアシステム構築、地域共生社会の実現に向けて、福祉分野における横断的な連携はもちろん、全庁的な対応がこれまで以上に必要となることから、関係部門と連携を図りながら課題に迅速に対応できる体制を構築していきます。

なお、計画の策定に当たっては、「第7期まえばしスマイルプラン」(計画期間:平成30年度～令和2年度)の達成状況や社会的環境変化、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」(令和2年1月実施)の結果等を踏まえ、学識経験者、保健・医療・福祉・介護関係者や公募による被保険者の代表者等で構成される「前橋市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」における助言・提言等を得ながら検討しました。

図表1-2 「まえばしスマイルプラン」の役割・位置づけ



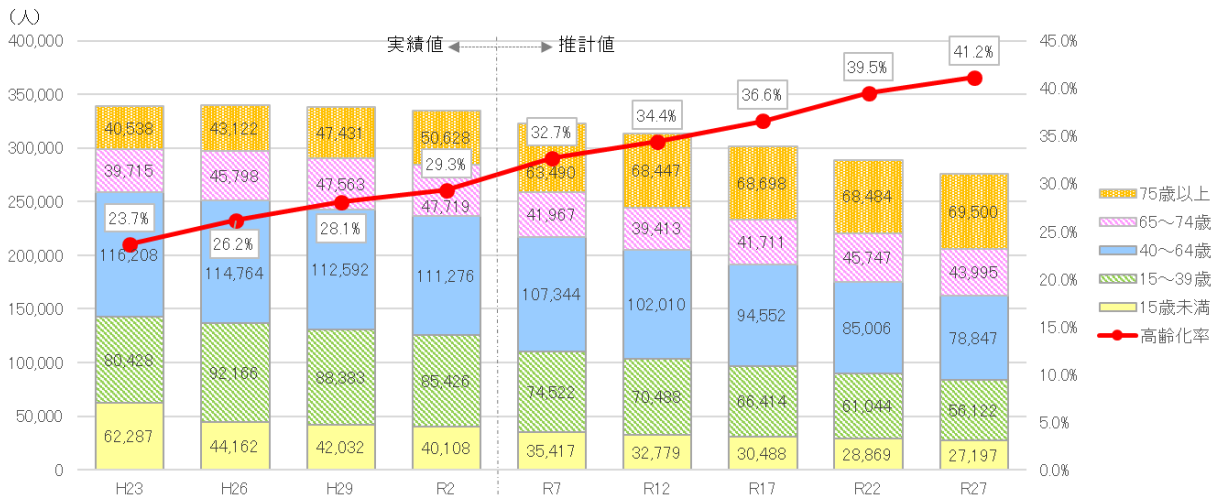
## 第 2 章 前橋市の現状と日常生活圏域の設定

### 高齢者人口

本市の令和2年9月30日時点の住民基本台帳上の総人口は335,157人、65歳以上の高齢者人口は98,347人、高齢化率は29.3%となっています。

平成27年の国勢調査をもとに国が算出した将来推計人口によれば、総人口は今後も減少する一方、高齢化率は上昇し、令和27年には高齢化率は41.2%、また、75歳以上の割合は25.2%に達すると見込まれます。

図表2-1 本市の人口と高齢化率の推移

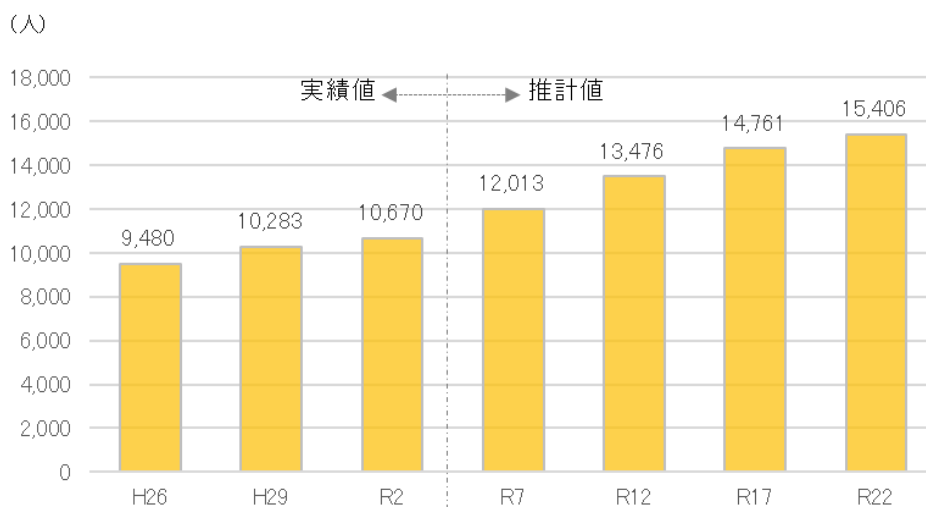


出典) 令和2年まで: 住民基本台帳  
 令和7年以降: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」

### 認知症高齢者の状況

本市の認知症高齢者(意見書認知症高齢者自立度がⅡ(※)以上の高齢者)は、令和2年9月末時点で10,670人となっており、高齢者に占める割合は約11%です。現状のまま増加を続けると、団塊の世代がすべて75歳以上になる令和7年には12,000人を超える方が認知症になると見込まれます。

図表2-2 意見書認知症高齢者自立度がⅡ以上の人数



(各年9月末時点)

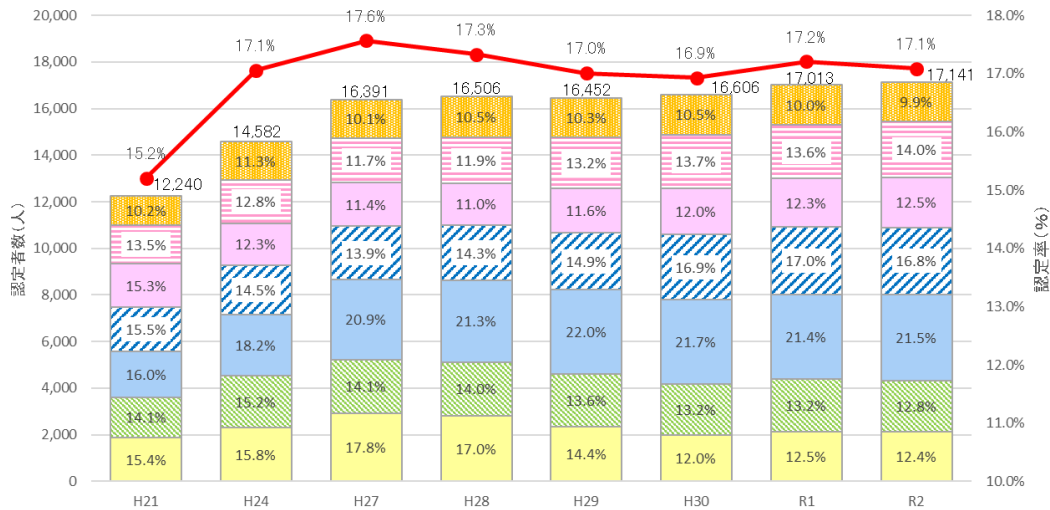
(※) 認知症高齢者自立度Ⅱとは、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態をいいます。

## 要介護等認定者の状況

要介護等認定者数は、平成27年度から平成30年度まではおおむね横ばいで推移していましたが、令和元年度より増加に転じ、令和元年度は17,000人を超えました。

要介護度別にみると、要支援者及び要介護1の軽度要介護者の割合が、全体の半数近くを占めています。

図表2-3 要介護等認定者数の推移



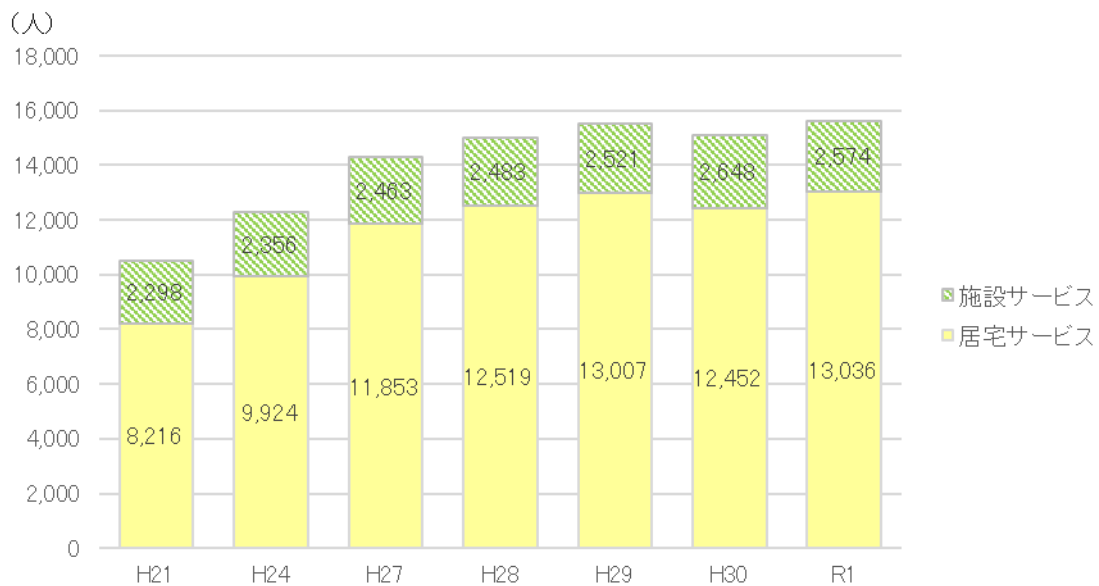
出典)介護保険事業状況報告(各年9月末時点)

(※)認定率は、第1号被保険者に占める第1号被保険者の認定者数の割合

## 介護サービスの利用状況

介護保険サービスの利用者は、平成29年に総合事業を開始したことにより、平成30年にいったん減少しましたが、要介護等認定者の増加に合わせて増加しています。要介護等認定者に占める介護保険サービス利用者の割合も9割を超えています。

図表2-4 介護保険サービス利用者数の推移



出典)介護保険事業状況報告(各年9月末時点)

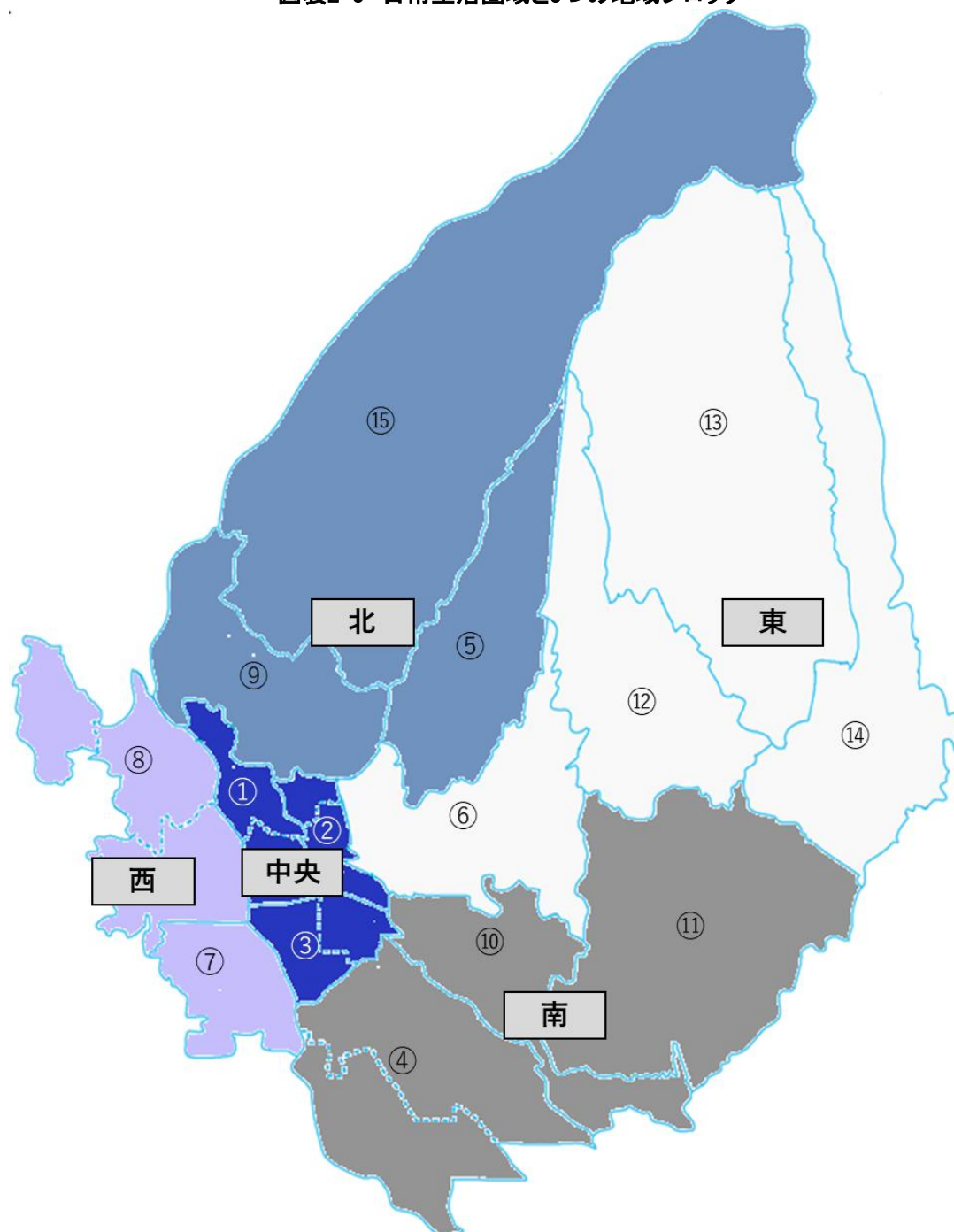
## 日常生活圏域の設定

身近な地域で地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供をしていくために、「日常生活圏域」を定めています。「日常生活圏域」は、個々の高齢者の状況やその変化に応じた地域包括ケアや認知症ケアを推進するため、日常の生活地域を基本として地域に密着したケアマネジメントを行うことのできる単位で、市内に15圏域を設定しています。

地域包括支援センターや地域密着型サービスは、この圏域単位で計画的に整備を進めています。

また、複数の日常生活圏域を束ねた5つの地域ブロックを設定し、地域ブロック単位で、在宅医療・介護連携等の取組を行っています。

図表2-5 日常生活圏域と5つの地域ブロック



図表2-6 日常生活圏域と5つの地域ブロック別町名一覧

圏域名	ブロック名	町名
① 北部・中部	中央	岩神町一丁目～四丁目、敷島町、昭和町一丁目～三丁目、平和町一丁目～二丁目、住吉町一丁目～二丁目、大手町一丁目～三丁目、紅雲町一丁目～二丁目、千代田町一丁目～五丁目、本町一丁目～二丁目、表町一丁目～二丁目、緑が丘町
② 若宮・城東・中川	中央	国領町一丁目～二丁目、若宮町一丁目～四丁目、日吉町一丁目～四丁目、城東町一丁目～五丁目、本町三丁目、三河町一丁目～二丁目、朝日町一丁目～四丁目
③ 文京・南部	中央	天川原町一丁目～二丁目、六供町、六供町一丁目、六供町四丁目、天川町、文京町一丁目～四丁目、南町一丁目～四丁目
④ 上川淵・下川淵	南	上佐鳥町、礪島町、朝倉町、朝倉町一丁目～四丁目、後閑町、下佐鳥町、宮地町、西善町、山王町、山王町一丁目～二丁目、中内町、東善町、広瀬町一丁目～三丁目、公田町、横手町、亀里町、鶴光路町、新堀町、下阿内町、力丸町、徳丸町、房丸町、下川町
⑤ 芳賀	北	勝沢町、小神明町、端気町、五代町、鳥取町、小坂子町、嶺町、金丸町、高花台一丁目～二丁目
⑥ 桂萱	東	三俣町一丁目～三丁目、幸塚町、上沖町、下沖町、西片貝町一丁目～五丁目、東片貝町、上泉町、石関町、亀泉町、菰窪町、堀之下町、堤町、江木町
⑦ 東	西	箱田町、後家町、前箱田町、前箱田町二丁目、川曲町、稲荷新田町、下新田町、上新田町、小相木町、小相木町一丁目、古市町、古市町一丁目～二丁目、江田町、朝日が丘町、光が丘町、大利根町一丁目～二丁目、新前橋町、青葉町
⑧ 元総社・総社・清里	西	元総社町、元総社町一丁目～三丁目、大友町一丁目～三丁目、大渡町一丁目～二丁目、石倉町、石倉町一丁目～五丁目、鳥羽町、下石倉町、総社町総社、総社町一丁目～四丁目、総社町植野、総社町高井、高井町一丁目、総社町桜が丘、問屋町一丁目～二丁目、池端町、上青梨子町、青梨子町、清野町
⑨ 南橘	北	上細井町、下細井町、北代田町、下小出町一丁目～三丁目、上小出町一丁目～三丁目、龍蔵寺町、青柳町、荒牧町、荒牧町一丁目～四丁目、日輪寺町、川端町、田口町、関根町、関根町一丁目～三丁目、川原町、川原町一丁目～二丁目、南橘町
⑩ 永明	南	天川大島町、天川大島町一丁目～三丁目、上大島町、女屋町、上長磯町、東上野町、野中町、下長磯町、小島田町、駒形町、下大島町、下増田町
⑪ 城南	南	下大屋町、泉沢町、富田町、荒口町、荒子町、西大室町、東大室町、飯土井町、新井町、二之宮町、今井町、筑井町、小屋原町、上増田町、鶴が谷町、神沢の森
⑫ 大胡	東	大胡町、茂木町、堀越町、横沢町、滝窪町、東金丸町、河原浜町、樋越町、上大屋町
⑬ 宮城	東	鼻毛石町、柏倉町、市之関町、三夜沢町、苗ヶ島町、馬場町、大前田町
⑭ 粕川	東	粕川町中之沢、粕川町室沢、粕川町月田、粕川町稲里、粕川町新屋、粕川町込皆戸、粕川町深津、粕川町女淵、粕川町西田面、粕川町前皆戸、粕川町上東田面、粕川町下東田面、粕川町一日市、粕川町中、粕川町膳
⑮ 富士見	北	富士見町田島、富士見町引田、富士見町横室、富士見町原之郷、富士見町小沢、富士見町米野、富士見町時沢、富士見町小暮、富士見町石井、富士見町漆窪、富士見町市之木場、富士見町山口、富士見町皆沢、富士見町赤城山

## 第3章 第7期スマイルプランの評価

第7期計画で設定した3つの課題への取組について検証・評価を実施したところ、第8期計画に向けて取り組むべき方向性が見えてきました。

### 課題1 包括的なケア体制づくり

- 地域包括ケア体制、介護予防活動の推進には、これまで以上に多職種や地域住民等との連携強化が必要です。
- 介護予防の各事業はおおむね目標どおりに進められていますが、さらなる自立支援・重度化防止に向けて、各事業の検証結果をもとに、効果を意識した目標を再設定する必要があります。
- 高齢者を支える生活支援体制を構築するために、地域住民が主体となって支え合う仕組みづくりを進めている中で、現時点で地域課題の解決に向けた動きが各地区で出始めていることから、引き続き取組を粘り強く進める必要があります。

### 課題2 地域における施設・住まいの最適化

- おおむね計画どおりに整備をすることができました。第8期計画以降も、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険サービスと日常生活を支援するサービスの提供とともに、地域密着型サービスや介護保険施設の基盤整備について、利用者のニーズや生活圏域別の整備状況、有料老人ホーム等の設置状況等を把握した上で、計画的に進める必要があります。
- 介護サービス継続のため、国・県と連携して、幅広い分野での人材確保及び育成に努める必要があります。

### 課題3 ケアマネジメントの質の向上と給付の適正化

- 介護支援専門員によるケアマネジメントの質のさらなる向上のため、スキルアップ研修や自立支援型地域ケア個別会議の実施について、効果的な方法を検討する必要があります。
- 介護保険料の増額を抑えながら持続可能な介護保険制度の運営を図り、また、制度本来の目的である自立支援に沿ったサービス提供を促すため、給付の適正化を一層充実する必要があります。

## 第4章 基本理念と施策目標

### 基本理念

すべての高齢者が住み慣れた地域で、「いきいきと暮らせる高齢社会」の実現へ向け、市民一人一人が生涯にわたり、家庭・職場・地域等において、持てる力を十分に発揮するとともに、互いに「思いやり・支え合い・助け合い」ながら、自分らしく、安心していきいきとした生活を送れる福祉施策を推進していくにあたり、基本理念を次のように定めます。

- **生きがいのある生活を送るための施策の充実**
- **いきいきとした生活を送るための健康づくりの推進**
- **住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせる生活支援体制の確立**
- **利用者のサービス選択の自由と権利擁護のための仕組みづくり**



## 第8期計画の目標設定

第7期計画で設定した3つの課題への取組に対する評価、本市の高齢者の現状、改正後の介護保険制度の方向性等から、第8期計画の目標を以下の6つに設定します。

### 目標Ⅰ 地域における連携強化

周囲とのつながりの弱い高齢者をはじめとする市民やその家族を地域全体で支えるため、地域における関係機関や多職種、住民間の一層の連携強化を目指します。

### 目標Ⅱ 高齢者を支える生活支援体制の構築

地域住民が互いに尊重し合いながら、社会参加・共生する地域社会の実現に向けて、地域の多様な主体による支え合いに向けた取組を一層推進するほか、権利擁護、自然災害や感染症対策に係る体制を整備します。

### 目標Ⅲ 介護予防・健康づくりの推進

身近な地域で心身や生活の状況に合わせた介護予防に取り組むことができるよう、介護予防の普及・啓発を進めるとともに、高齢者の生きがい活動・社会参加を促進します。また、高齢者の健康づくりに関係部門と連携して取り組みます。

### 目標Ⅳ 認知症高齢者支援の充実

認知症の発症予防・進行抑制とともに、認知症になっても本人やその家族が地域とともに安心して暮らせる社会に向けた支援を充実させます。

### 目標Ⅴ サービスの充実と暮らしの基盤の整備

中重度の要介護状態や認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護保険サービスと日常生活を支援するサービスの充実と、介護保険施設等の計画的な整備を行っていきます。また、介護サービス継続のため、幅広い分野での人材確保及び育成を国・県と連携して進めます。

### 目標Ⅵ 安定した介護保険制度の運営

情報分析に基づく給付適正化を実施し、利用者が真に必要なとする過不足のないサービス提供を促すことで、効率的かつ安定的な介護保険事業の運営を目指します。

## 第5章 目標を実現するための施策の展開

### 目標Ⅰ 地域における連携強化

#### 地域における相談・見守り体制の充実、連携強化

##### 地域包括支援センターの役割

「地域包括支援センター」は、身近な生活圏域における地域包括ケアの中核を担う拠点として整備され、主に、①総合相談・支援②権利擁護③包括的・継続的ケアマネジメント④介護予防ケアマネジメントの4つの役割を担っています。

##### ■総合相談・支援

地域の高齢者が安心してその人らしい生活を継続できるよう、高齢者の心身の状況、生活の実態、必要な支援等を把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービスや機関、制度の利用につなげる等の支援を行います。

##### ■権利擁護

地域での生活に困難を抱えている高齢者やその家族等が、地域において安心して尊厳のある生活を継続することができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。

##### ■包括的・継続的ケアマネジメント

介護支援専門員が高齢者の住み慣れた地域での暮らしを包括的かつ継続的に支援できるよう、日常生活圏域単位で介護支援専門員同士・関係機関との連携・協働の体制づくりや、実践力向上のための研修会の開催、情報提供等を通じて介護支援専門員を支援します。

##### ■介護予防ケアマネジメント

要介護状態の予防や状態の軽減・悪化防止のため、要支援1又は要支援2の認定者及び基本チェックリストにより介護予防が必要と認められた高齢者に対して、介護予防サービス計画を作成し、介護予防サービスの利用を支援します。

##### 地域包括支援センターの機能の強化

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するために、中核的機関となる地域包括支援センターの機能強化を図ります。管理者会議、各部会の場を活用した業務改善、地域にケアネットワークを構築するための地域包括支援センター職員のスキルアップや関係機関・多職種等との連携を進めます。

##### 地域福祉活動への支援

##### ■民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は地域福祉の担い手として、市民個々の相談に応じるとともに、市民と行政をつなぐパイプ役として、地域社会における重要な役割を担っています。市民からの相談を受け必要な福祉医療サービスへつなげたり、行政からの調査の協力や地域で行っている高齢者サロンの運営など様々な活動を行っています。

## 地域ケア会議等による多職種や地域との連携推進

多職種の連携により、「政策形成機能・地域づくり・地域資源開発機能」「地域課題発見機能」「ネットワーク構築機能」「個別事例の課題の解決」という機能を有する地域ケア会議を開催し、地域課題の把握・分析を通じて対応策を提案するとともに、個別ケースの事例検討を通じて介護保険法の理念に基づいた高齢者の「自立支援」に資するケアマネジメントを支援します。

図表5-1 地域ケア会議の構成

会議名称	機能・内容	構成員	主催	開催頻度
地域ケア推進会議	機能：政策形成機能/地域づくり・地域資源開発機能 内容：市内での連携体制の合意形成	市域全体の各職能団体の代表	市	1回/年
地域ケア調整会議	機能：地域課題発見機能 内容：各地域での連携体制の合意形成	各地域の各職能団体の代表	各地域包括支援センター	1回/年
地域ケア実務担当者会議	機能：ネットワーク構築機能 内容：各地域での各職能団体の協議検討体制の構築	各地域の各職能団体の実務担当者	各地域包括支援センター	1～2回/年
地域ケア個別ケース会議	機能：個別事例の課題の解決 内容：各地域での個別支援検討体制の構築	各地域の各職能団体の実務担当者	各地域包括支援センター	随時
自立支援型地域ケア個別会議	機能：個別事例の課題の解決 内容：地域の多職種が協働し個別支援検討及び自立支援に資するケアマネジメント実践力向上	地域の各専門職、ケアマネジャー	市	5～6回/年

## 医療・介護連携の強化

高齢化が進展し、医療と介護の両方のニーズを有する高齢者の増加が見込まれる中、医療・介護関係者や「おうちで療養相談センターまえばし」等との協働・連携を引き続き推進していきます。

### 在宅医療・介護連携支援体制の充実

医療・介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の医療・介護関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的かつ継続的に提供する体制づくりに取り組んでいきます。

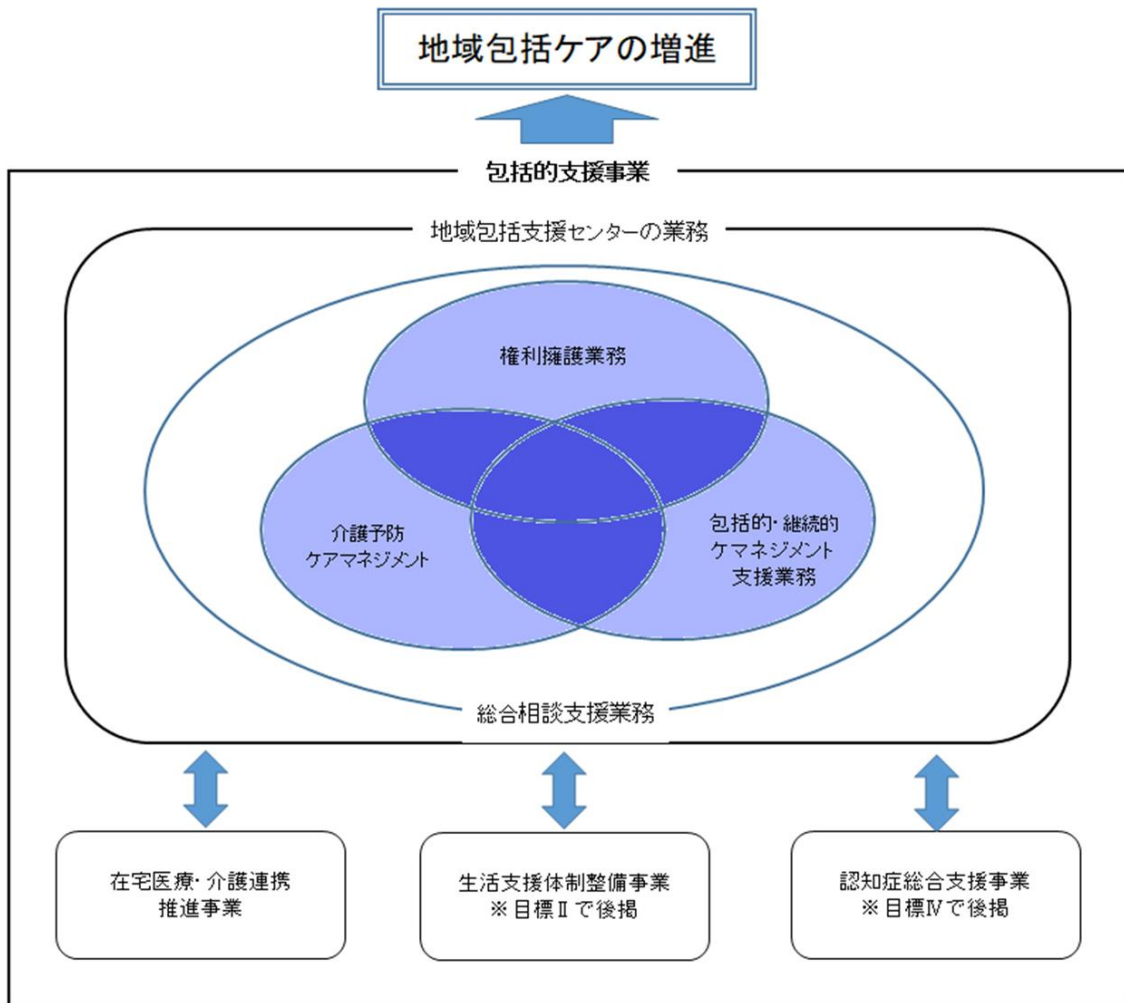
### 認知症に関する取組の強化

地域の医療・介護関係者へ既存の取組や制度について周知活動を行うことにより、認知症への対応力を高め、地域の多職種のネットワークを活用し、適切な医療・介護サービスに速やかにつなぐよう取り組んでいきます。

### 看取りに関する取組の強化

医療と介護の両方を必要とする高齢者について、本人の意思に沿った看取りを行えるよう、医療・介護関係者が、本人(意思が示せない場合は、家族)と人生の最終段階における意思を共有し、それを実現できるように支援します。

図表5-2 地域包括支援センターの各業務と各事業の関係性



## 目標Ⅱ 高齢者を支える生活支援体制の構築

### 高齢者が暮らしやすい生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを維持継続するために、地域の多様な主体で支え合える体制を確保していきます。

#### 生活支援体制整備の推進

元気な高齢者を中心に、①健康の維持・増進(自助・介護予防)、②互いに支え合う地域の構築(互助・生活支援)を進めるために、地域資源の情報や困りごとを把握・整理し、地域住民同士が地域の困りごとに対して自分ができることを話し合い、支え合い活動を推進できる組織・人材を育成します。

#### 住民主体のサービスの育成

支え合い活動を議論するために中心的な役割を果たす組織・人材の不足を解決するため、「町を単位とする支え合いの推進」、「元気な高齢者の社会参加の促進」、「支援を要する地域住民のニーズに合ったサービスの充実」を目指す町単位の社会福祉協議会設立に向けたモデル事業を実施します。

### 利用者のサービス選択の自由と権利擁護の仕組みづくり

#### 情報提供・相談機能の強化

介護保険制度は、利用者が自らサービス情報を集め、判断し利用(契約)する制度です。利用者が、多様な種類のサービスから、自分に合ったサービスや事業者を選択できるよう支援するための情報提供及び相談機能を充実させていきます。利用者の尊厳や権利を守るために、苦情相談への取組、介護支援専門員への支援等を行います。

#### 成年後見制度の利用促進

認知症、知的障害、精神障害等の理由で物事を判断する力が十分でない方の権利を守るため、成年後見制度を市民や支援者へ周知し、その利用を促進します。また、関係機関・団体、庁内関係各課で、成年後見制度中核機関設置検討会を開催し、中核機関設置に向けた検討を進めます。

#### 高齢者虐待防止等への対応

高齢者虐待の通報が早期に地域包括支援センター等へ入るように、地域の関係者等との連携を図りつつ、虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに訪問等により状況を確認する等、事例に即した適切な対応を行います。

## 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、関係部局や関係機関、介護事業所等と連携し、次の取組を進めます。

### 地震、台風等への対応

「前橋市国土強靱化地域計画」及び「前橋市地域防災計画」に基づき、地域防災力の向上を図るとともに、要配慮者対策や社会福祉施設等の耐震化に取り組む等、防災担当部局をはじめとする関係部局と連携をとりながら、災害に強いまちづくりを進めます。

#### ■自助・共助の意識醸成(防災啓発及び防災訓練の実施)

- ・高齢者やその家族が、「自らの命は自らが守る」という自助の防災意識を高め、逃げ遅れの防止や家庭内備蓄の充実につながるよう、各種広報や出前講座を通じた防災啓発に取り組みます。
- ・地域全体で高齢者への支援が行われるよう、地域における自主防災活動や自主防災訓練を促進し、共助による防災力を高めます。

#### ■公助の体制づくり(関係機関等と連携した支援・応援体制の構築)

##### 事業所への支援

- ・介護事業所等において非常災害対策計画の策定・確認や防災訓練が定期的に行われるよう促すとともに、研修や講演会等を開催し、防災対策の充実を支援します。
- ・介護事業所等施設の安全対策として、防災拠点となる施設の耐震化や非常時用の設備の整備に関する補助制度の周知等を行います。
- ・災害発生時に介護事業所等の被災状況確認や安否確認を速やかに行えるよう、市と事業所との間の連絡・報告体制の整備を進めます。また、市全体における防災備蓄を充実するとともに、指定避難所を拠点とした物資配送・配布体制を構築し、発災時に必要な支援が行える仕組みを整えます。
- ・浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある介護事業所等に対し、法令に基づく避難確保計画の作成と防災訓練の定期的な実施を促進し、災害警戒時の安全確保対策の徹底に努めます。

##### 在宅高齢者への支援

- ・高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムを推進する中で、地域の自治会や民生委員、地域包括支援センター等と連携しながら、日頃の見守り活動を充実する延長において災害時のきめ細かな声掛けや支援活動が展開される仕組みづくりに努めます。
- ・特別な配慮が必要となる高齢者に災害警戒時や災害発生時に必要な支援を行うため、避難行動要支援者制度や高齢者避難情報コールサービス等の制度を活用し、地域全体で高齢者を支える体制を構築します。

## 感染症対策に係る体制整備

本市では、新型インフルエンザ等(令和2年流行の新型コロナウイルス感染症等の類似感染症を含む。)の発生時において、「前橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」や「前橋市新型インフルエンザ等対策業務継続計画」に基づき、市民の生命・健康保持と市民生活への影響を最小限に留めるといった観点から、発生段階別の対策、通常業務の中止・縮小を含めた見直し、重要業務の継続等とともに、それらの実施のための体制確保を適切に行います。

#### ■事業所への支援

感染症の予防と発生に備えた研修・訓練を定期的実施します。また、サービス継続のため、必要物品の備蓄及び事業者間の協力体制の整備や、県及び保健福祉部局等との連携強化、事業所等との連絡・報告体制の整備強化を進めていきます。

### ■在宅高齢者への支援

- ・感染予防の啓発や迅速かつ適切な情報提供により、高齢者の感染予防を行いながらも人との関わりを保ち、孤立を防ぐ取組を検討します。
  - ・介護に関わる職種や事業所等への情報提供とともに、必要に応じて代替サービスの提案等、地域包括支援センター、介護支援専門員、介護事業所間の連携を支援し、感染した場合でも必要な介護サービスが継続されるようにしていきます。
  - ・在宅医療・介護連携の強化により、介護に関わる専門職に対して感染拡大防止や感染した場合（濃厚接触者となった場合を含む。以下、同様。）でも、適切な対応ができるような支援を行っています。
- ※予防活動等の各取組で高齢者と接する場合には、感染症対策（消毒や飛沫防止、オンラインによる活動等）を徹底します。

## ともに生きるまちづくり

高齢者が自立した日常生活や社会生活を送るために、高齢者だけでなく誰もが安全に安心して生活できるようなまちづくりを推進していきます。

### ひとにやさしいまちづくりの推進

#### ■路線バスの利便向上

持続可能な公共交通ネットワークの再構築を図るため、前橋市地域公共交通網形成計画を策定し、交通再編の有効化及び他サービスと連携したMaaS(マース)環境(※)の構築を進めます。

※出発地から目的地まで、利用者にとって最適経路を提示するとともに、複数の交通手段やその他のサービスを含め、一括して提供するサービス

#### ■マイタク(でまんど相乗りタクシー)の運行

移動困難者対策として、タクシー運賃の一部を支援します。また、マイナンバーカードでの利用に一本化することで、利用者利便性の向上と運用のスマート化を図ります。

#### ■交通安全出前講座の実施と交通安全推進の取組

高齢者向け交通安全教育や出前講座を実施するとともに、警察及び交通安全協会と連携した交通安全啓発活動や、前橋市老人クラブ連合会と連携した高齢者交通安全推進大会等を行うことで、高齢者の交通安全を推進します。

#### ■運転免許証自主返納者への支援

運転免許証を自主返納した市民に対し、運転経歴証明書発行手数料の助成と公共交通利用券の贈呈を行います。なお、総合交通センター及び前橋東交通安全協会の運転免許証自主返納支援窓口において、申請から交付までのワンストップサービスを行っています。

#### ■NPO・ボランティアへの支援

市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、地域の課題解決に向けた自主的な取組を行う団体及び市民を支援していきます。また、市民活動支援センター職員の質の向上を図るため、スキルアップ研修に参加できる体制の整備を進めるほか、情報発信機能を維持しつつ、市民活動支援センターの利用者満足度調査を継続実施していきます。

### 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで住民一人一人の暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を目指した取組を推進します。

上位計画である「第2次前橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画 後期計画(令和2～6年度)」において、「基本目標1 地域で支え合い安全・安心・健康で暮らすまえばし」、「基本目標2 困りごとを共有しみんなで解決するまえばし」、「基本目標3 みんなでつながり地域づくりを進めるまえばし」の実現に向けた取組を行います。

## 介護予防の推進

平成27年度の介護保険制度の改正を踏まえて、本市では、平成29年4月から総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)を開始しました。総合事業には、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があり、要支援状態からの自立や、重度化の予防を目指したサービスを提供します。

また、支援を受けるだけでなく、「参加」や「活動」の視点を取り入れ、元気な高齢者が役割を持ちながらいきいきとした生活を続けていけるよう支援します。

### 介護予防・生活支援サービス事業

要支援1又は要支援2と判定された人や基本チェックリストでサービス利用が必要と認められた人を対象に、介護予防ケアマネジメントのもと、在宅生活の維持継続のため、訪問型サービス、通所型サービス及びその他の生活支援サービスを提供します。

#### ■訪問型サービス

- ・介護予防訪問介護相当サービス(旧介護予防訪問介護に相当するサービス)
- ・訪問型サービスA(生活援助のみのサービス)
- ・訪問型サービスC(短期集中予防サービス)

#### ■通所型サービス

- ・介護予防通所介護相当サービス(旧介護予防通所介護に相当するサービス)
- ・通所型サービスA(ミニデイサービス)
- ・通所型サービスC(短期集中予防サービス)

#### ■その他の生活支援サービス

- ・配食サービス

### 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、65歳以上のすべての高齢者を対象とする事業で、高齢者の健康維持を目的として「介護予防把握事業」「介護予防普及啓発事業」「地域介護予防活動支援事業」「一般介護予防事業評価事業」「地域リハビリテーション活動支援事業」の5つの事業で構成されています。

#### ■介護予防把握事業

70歳以上の高齢者を対象とした「ひとり暮らし高齢者調査」や各種教室参加者のフレイルチェックの結果から、介護予防の必要性が高い人や健康不安を抱えている高齢者を把握し、介護予防事業への参加につなげます。

#### ■介護予防普及啓発事業

##### ・ピンシャン！元気体操教室

65歳以上の市民が無料で利用できる市の施設において、市オリジナルの介護予防体操「ピンシャン！元気体操」を実施します。

##### ・高齢者健康教育

自主グループ、ふれあい・いきいきサロン、老人クラブ等団体からの要請に応じ、理学療法士等の専門職が講話や健康教育を実施します。

##### ・高齢者健康相談

市内6カ所の老人福祉センター等で、専門職が健康・疾病等に関する相談を受けるとともに、必要に応じ、訪問や電話相談を行います。



### ・一般介護予防教室

国保データベースシステム(以下、「KDB」という。)を活用して地区診断と地域ニーズの把握を行い、ニーズに合わせた内容で専門職による介護予防教室を実施します。

### ■地域介護予防活動支援事業

#### ・ピンシャン体操クラブ・自主グループ立ち上げ支援

高齢者が介護予防活動に積極的に参加する自発的な地域社会を構築することを目的として、おおむね65歳以上の5人以上のグループを対象に、ピンシャン体操クラブ・自主グループの地域での立ち上げを支援します。

#### ・はつらつカフェ

高齢者の閉じこもりや認知症予防を目的に、高齢者や家族等誰もが気軽に歓談・相談等が行える身近な通いの場を提供します。

#### ・介護予防サポーター育成

おおむね60歳以上の市民を対象に、介護予防推進の担い手となる介護予防サポーターを養成し、高齢者の新たな役割づくり、生きがいくりにつなげています。

#### ・認知症サポーター養成

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族の見守りと支援を行う認知症サポーターを養成します。

#### ・介護予防活動ポイント制度

高齢者本人の介護予防及び生きがいくりのため、高齢者が地域での介護予防活動や地域貢献活動へ参加することを支援します。活動先となる施設へは定期的に情報提供するとともに、職員向け研修会を開催します。

### ■一般介護予防事業評価事業

本計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じて一般介護予防事業の評価を行い、計画通りに実施できているか、また、事業により期待していた効果が出ているかを確認します。

### ■地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を強化するため、専門職員を派遣し、本人・家族への直接的指導や関係職種への助言等を行います。ピンシャン体操クラブや認知症カフェ等の高齢者の居場所について、リハビリテーションの観点から評価や助言による効果的・継続的な支援を行います。



前橋市の介護予防マスコットキャラクター  
ピンちゃん・シャンちゃん

## いきがい活動・社会参加の促進

高齢者が自らの社会における役割を見つけ、生きがいを持ちながら社会参加活動等を行うことができるよう支援していきます。

### 有償ポイント ※再掲 介護予防ポイント

高齢者本人の介護予防及び生きがいづくりのため、高齢者が地域での介護予防活動や地域貢献活動へ参加することを支援します。活動先となる施設へは定期的に情報提供するとともに、職員向け研修会を開催します。

### 人が集う居場所づくり(はつらつカフェ等)

はつらつカフェ・ピンシャン体操クラブ・認知症を語るカフェの参加者や、高齢者サロン・地区公民館で活動する参加者を増やすことで、地域における介護予防の気運を醸成します。

### 老人クラブ活動の推進

住み慣れた地域で安心して生活するため、老人クラブの活動を通じた生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりの重要性が高まっており、単位老人クラブや前橋市老人クラブ連合会と連携しながら、老人福祉の増進を目的とする事業の振興を図ります。

### 老人福祉センターの充実

老人福祉センターは、高齢者の健康増進、教養の向上、各種相談、レクリエーション等を総合的に提供する高齢者の生きがい活動の拠点であるとともに、介護予防の拠点としての役割も担っており、その機能強化を図るとともに、利用者拡大のための広報を行います。

### シルバー人材センターの充実

高齢者の安定した雇用を確保するため、働く意欲を持つ高齢者の生きがいや社会参加等を実現する就業機会を提供しているシルバー人材センターに対し、自主的な努力を尊重しつつ、実情に応じて必要な援助を行います。

### 学習活動・地域活動支援の充実

明寿大学や各公民館の講座による高齢者の学習の場を提供します。また、自主学習グループの活動支援や出前講座の実施等による生涯学習の推進を行います。学びの成果を地域へ還元できる機会を提供することにより「地域の担い手づくり」の支援を行います。

### 軽スポーツの推進と生涯スポーツの普及・振興

多世代がともに楽しむことができる軽スポーツにより、市民一人一人の健全な余暇活動の推進と健康の維持増進を図ります。軽スポーツの楽しさやスポーツへの関心を高めるため、市民軽スポーツフェスティバルや生涯スポーツ大会等を開催するとともに、軽スポーツ教室等も実施し、スポーツの機会を提供します。

### 敬老行事の実施

高齢者に対し、その長寿を祝福するとともに、長年の社会に対する貢献に敬意を表することを目的として百寿祝品贈呈事業及び敬老祝金贈与事業を実施しています。一方で、対象者及び家族の状況が多様化していることから、その実施方法等についての検討を進めます。

## 高齢者の健康づくり

### 「健康まえばし21」の推進

前橋市健康増進計画「健康まえばし21」は、生涯を4つのライフステージに分け、健康づくりの7分野(栄養・食生活、運動、休養・こころの健康、たばこ、アルコール、歯と口の健康、健康診査)ごとに目標や具体的な取組を設け、市民一人一人の主体的な健康づくりを推進しています。

### 健康づくり組織活動の支援

#### ■保健推進員

保健推進員は「健康なまちづくり」を目指して、あらゆる世代に必要な健康情報の提供・周知や検診の受診勧奨を行う等、市民と行政をつなぐパイプ役として、地域社会における保健活動の重要な役割を担っています。地区担当保健師と一緒に各地区で健康教室等を開催し、「健康まえばし21」の周知を図っています。また、地域の方々へ成人健康診査の受診勧奨を行うとともに健康情報等を伝えています。

#### ■食生活改善推進員

食生活改善推進員は、自らよりよい健康生活の実践者となり、健康的な食生活の実践につなげるための「食生活改善活動」を担っており、地域保健の向上を図るとともに、生活習慣病予防や食育の周知を目的とした各種栄養教室を開催し、正しい情報の提供を行っています。

### 予防接種事業等の推進

#### ■結核検診

結核患者の早期発見・早期治療と、まん延防止のために、65歳以上の市民を対象に、結核検診(肺がん検診を兼ねた胸部レントゲン撮影)を実施します。

#### ■インフルエンザ予防接種

高齢者のインフルエンザの発症・重症化の予防とまん延防止のため、予防接種法に基づき、65歳以上の高齢者を対象に予防接種を実施し、費用の一部を補助します。

#### ■肺炎球菌予防接種

高齢者の「肺炎球菌」による肺炎の予防とまん延防止のため、予防接種法に基づき、予防接種を実施し、費用の一部を補助します。

### 介護予防と保健事業の連携

国民健康保険課、健康増進課、後期高齢者医療広域連合と連携をしながら、健診・医療情報が集約されているKDBを活用し、対象者の選定や事業評価を行い、介護予防事業を進めていきます。

## 目標Ⅳ 認知症高齢者支援の充実

令和元年6月にまとめられた「認知症施策推進大綱」では、認知症の発生を遅らせ、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる社会を実現していくことが示されました。本市においても、「共生」と「予防」を軸として施策を進めていきます。

### 認知症との共生

「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会で生きるという意味です。生活上の困難が生じた場合でも、周囲や地域の理解と協力のもと、認知症の本人が希望をもって前を向き、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指します。

#### 認知症ケアパスの活用

認知症の人の生活機能障害の進行に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスが受けられるかや、具体的な機関名やケア内容等があらかじめ分かる「認知症ケアパス」を作成し、認知症の人とその家族を支援していきます。

#### 認知症高齢者等見守りネットワークの整備

##### ■SOSネットワーク体制の構築

高齢者等が行方不明となった場合、警察や地域の関係団体等が連携し、速やかに行方不明者を発見・保護するため、「事前登録」「メール配信」「ラジオ放送」等を行います。

##### ■GPS端末貸出

高齢者等が行方不明となった場合、介護している家族等が位置情報を検索できるように、行方不明となるおそれのある高齢者等にGPS端末を貸与することで、行方不明時の早期発見や、家族等の負担軽減を図ります。

##### ■認知症地域支援推進員等設置事業

認知症の状態に応じた医療・介護・生活支援を行うサービスが連携したネットワークを形成するための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を設置します。

##### ■認知症サポーター養成(再掲)

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族の見守りと支援を行う認知症サポーターを養成します。すべての世代(特に若年層・壮年層)と職域に対して、事業を周知するとともに、オンライン受講もできるよう養成講座開催の検討を行います。

#### 認知症カフェの推進

認知症高齢者やその家族・知人、医療やケアの専門職、認知症について関心や不安を持っている人等、誰もが気軽に集まり、相談・交流することができる「認知症を語るカフェ」を月1回開催しています。

#### 認知症本人ミーティングの開催

認知症と向き合っている本人が、仲間と出会い、自らの体験や希望を主体的に語り合う場を提供することで、認知症の人や家族が希望をもって日常生活が過ごせるまちづくりを目指します。

## 認知症の予防

「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。運動不足の改善や生活習慣病の予防等の活動を進め、認知症の発症を遅らせることができるよう取り組んでいきます。

### 認知症初期集中支援チーム体制の充実

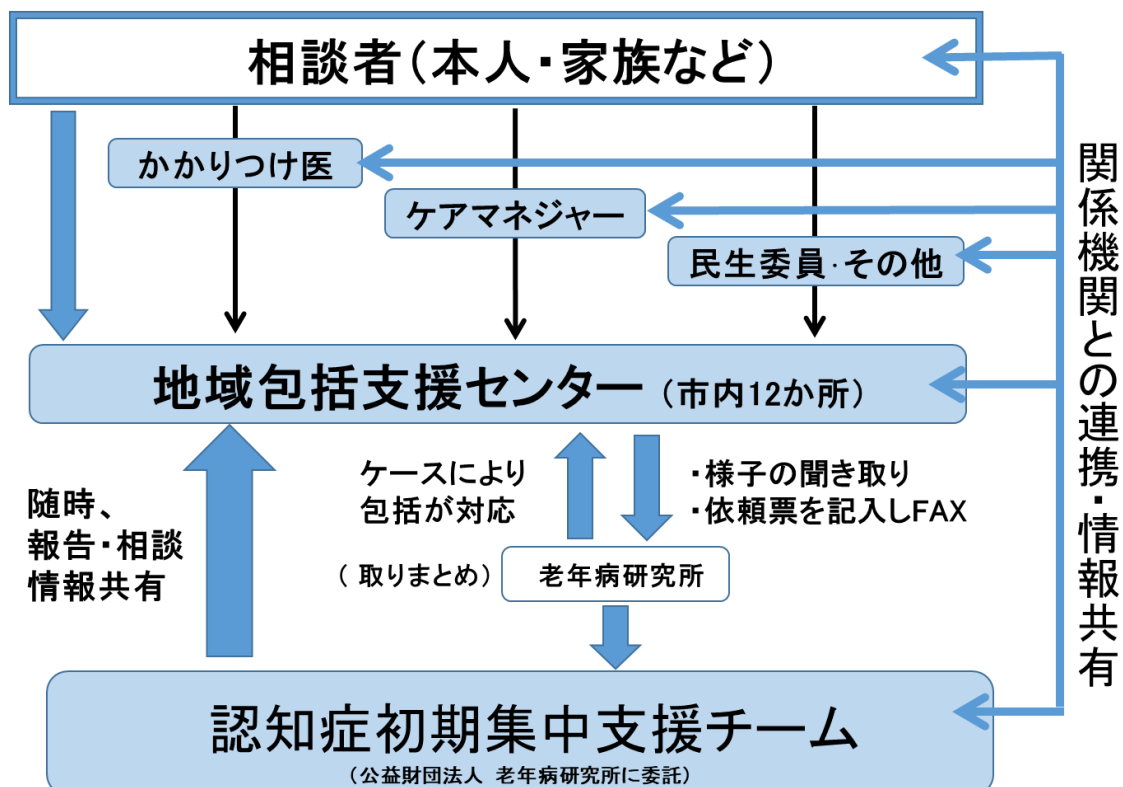
認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けるために、医療・介護の専門職の支援チームが自宅を訪問し、集中的・包括的に関わることで適切な医療や介護を受けられる体制を構築し、認知症の人や家族の自立支援のサポートを行います。

### 発症予防と進行抑制に効果的なサービスの提供

KDBを活用した地区診断と地域ニーズの把握を行いながら、対象者が専門職による介護予防教室に参加するよう働きかけていきます。

図表5-3 認知症初期集中支援チーム体制

## 前橋市認知症初期集中支援事業の流れ



## 介護保険給付対象外の在宅サービスの確保

介護保険認定非該当(自立)者やひとり暮らしの高齢者等で、日常生活に何らかの支援を必要とする人のために、介護保険給付対象外の各種サービスを提供します。

### 日常生活での支援サービス

#### ■はり・きゅう・マッサージ施術料助成

70歳以上の高齢者に対し、市と契約をしているはり・きゅう・マッサージの施術所で使える助成券を交付することにより、健康で生き生きとした在宅生活を支援します。

#### ■ひとり暮らし高齢者公衆浴場利用券給付

ひとり暮らし高齢者に対し、市内の公衆浴場で利用できる無料入浴券を交付することにより、その快適な生活の維持と生きがいの増進を図ります。

#### ■自立高齢者日常生活用具給付

必要な生活用具の使用により自立した生活が可能となる高齢者に対し、購入費用の一部を助成することで、高齢者の自立と在宅生活を支援します。

#### ■布団乾燥サービス

在宅で布団を干すことが困難なひとり暮らし高齢者等に対し、布団や毛布等の寝具の乾燥を行い、衛生的で快適な生活の維持を図ります。

#### ■布団丸洗いサービス

在宅で寝具の衛生管理が困難な寝たきりの要介護高齢者等に対し、布団や毛布等の寝具の丸洗いをを行うことで、衛生的で快適な生活の維持を図ります。

#### ■高齢者支援配食サービス

買い物や調理が困難な高齢者や、低栄養の予防・改善が必要な高齢者に対し、身体の状態を考慮した食事を配達して提供することにより、食の自立を支援しながら、見守りを行います。

#### ■おむつサービス

在宅でおむつを必要とし条件に該当する高齢者に対し、紙おむつを、安否確認を兼ねて自宅に配達することで、介護者の身体的・経済的負担を軽減し、在宅生活の継続を支援します。

#### ■出張理・美容サービス

在宅で条件に該当する高齢者等に対し、理容・美容組合の協力のもと自宅で理容・美容サービスを受けられる利用券を交付し、要介護高齢者の衛生的で快適な生活維持を図ります。

#### ■生活援助員派遣(シルバーハウジング運営事業)

高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)に居住する高齢者に対し、24時間生活援助員を派遣して生活指導・相談等のサービスを提供し、自立して安全で快適な生活を営むことができるよう、設備及び運営面で配慮された公的賃貸住宅で、その在宅生活を支援します。

#### ■生活管理指導短期宿泊

要介護認定は非該当(自立)ではあるが、基本的な生活習慣の維持が困難で、一時的な養護管理が必要な高齢者に対し、養護老人ホーム等での短期間宿泊を通じて、日常生活に対する指導・支援等を行います。

### 介護者への支援サービス

#### ■介護者慰労金支給

要介護4又は要介護5で、宿泊サービスの利用日数や入院入所等の日数が基準を超えない高齢者を6ヶ月以上在宅で介護している者に対し、介護者慰労金を支給し、在宅の介護者を支援します。

## 見守り・安否確認サービス

### ■緊急通報システム

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等で身体状況に不安がある高齢者に対し、自宅に緊急通報装置を設置することで緊急時の安否確認を行います。

### ■老人福祉電話

電話のない安否確認等が必要なひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対し、電話機を貸与し、基本料金等を市が負担します。(平成26年度から新規貸与を廃止)

### ■電話訪問・相談センター

おおむね65歳以上の安否確認が必要な高齢者世帯等に対し、電話による定期的な安否確認(電話訪問)や、高齢者及びその家族や関係者からの電話相談に応じます。

### ■ひとり暮らし高齢者訪問

老人クラブ連合会の会員や地域ボランティア等が、自治会、民生委員等の協力を得ながら、地域内のひとり暮らし高齢者等を訪問し、声かけ等を行います。

## 介護保険サービスの充実

介護保険サービスを利用するためには、要支援・要介護認定を受ける必要があります。快適な日常生活を送れるよう、引き続き、介護保険サービスの質の確保に努めていきます。

### 介護予防サービス

要支援1又は要支援2と判定された人は、以下の介護予防サービスを受けることができます。

#### ■介護予防サービス

介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

#### ■地域密着型介護予防サービス

介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

#### ■要支援者へのその他のサービス

介護予防支援、介護予防住宅改修

### 介護サービス

要介護1～要介護5と判定された人は、以下の介護サービスを受けることができます。

#### ■居宅サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

#### ■地域密着型サービス

夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

#### ■居宅要介護者へのその他のサービス

居宅介護支援、住宅改修

#### ■施設サービス

介護老人福祉施設(原則、要介護3以上の方が利用可)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設(令和5年度末廃止予定)、介護医療院

## 地域密着型サービスの整備

地域バランスやニーズ調査の結果等を考慮し、各サービスとも公募制度を活用して計画的に整備を進めます。また、圏域別高齢者人口と各施設定員数を鑑みて、整備率が低いと考えられる圏域に対して、不足するサービス事業所の整備を誘導します。

図表5-4 地域密着型サービスの整備計画

施設(サービス)区分	単位	第7期計画	第8期計画 整備数				第8期計画 令和5年度末 (予定)
		令和2年度末		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	か所	1(8)	0	0	0	0	1(8)
	定員	155	0	0	0	0	155
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	か所	39	2	1 注1	1 注2	0	41
	定員	486	36	18	18	0	522
小規模多機能型居宅介護	か所	18	1	0	1 注2	0	19
	定員	495	29	0	29	0	524
看護小規模多機能型居宅介護	か所	1	0	0	0	0	1
	定員	29	0	0	0	0	29
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	か所	3	0	0	0	0	3

注1)城南・大胡・宮城・粕川圏域を除く市内全域

注2)認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護の併設、城南・大胡・宮城・粕川圏域を優先

※施設数、定員数はともに選定見込み数値

※()内は別指定となっているユニット型施設分を含んだ数値

## 介護保険施設等の整備

介護保険施設等の整備については、推計人口から算出される中長期的な介護需要や住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の利用状況等を踏まえ、整備する必要があります。

施設サービスが充足しつつあることや介護人材の確保が困難なことを考慮し、特別養護老人ホームの新設整備は行わず、既存施設の増床により整備を進めます。また、慢性期の医療・介護へのニーズが高まっていることから、介護老人保健施設を介護医療院に転換して対応します。

住宅型有料老人ホーム等での介護的ケアの需要が高まってきているため、利用者負担や利用者に対するケアの観点から、特定施設入居者生活介護への転換を中心に整備を進めていきます。

図表5-5 介護保険施設の整備計画

施設(サービス)区分	第7期計画 令和2年度末		第8期計画 整備数(定員)				第8期計画 令和5年度末 (予定) 定員数	
	か所	定員	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	広域型	27(29)	1,797	30	0	30	0	1,827
	地域密着型(再掲)	1(8)	155	0	0	0	0	155
	合計	28(37)	1,952	30	0	30	0	1,982
介護老人保健施設	12(14)	1,044	-39	-39	0	0	1,005	
介護医療院	1	26	44	39	0	5	70	
特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム)	11	680	240	160	80	0	920	
介護療養型医療施設	1	5	-5	0	0	-5	0	

※施設数、定員数はともに選定見込み数値

※()内は別指定となっているユニット型施設分を含んだ数値



## 介護人材の確保・育成及び業務効率化

令和7年には団塊の世代がすべて75歳以上となるため、さらに介護需要が高まることが見込まれ、新たな人材の確保が大きな課題となっています。本市では、関係機関や介護サービス事業所と連携し、多様な人材の確保や業務効率化に向けた取組を進めるとともに、人材の定着や育成等も視野に入れた取組を検討します。

### 多様な担い手の育成

#### ■訪問型サービスA従事者養成研修

掃除、洗濯、買物、調理等、生活援助に特化した「訪問型サービスA」の従事者（ホームヘルパー）養成研修を実施します。また、研修修了者に対して、指定サービス事業所とのマッチングも行います。

#### ■介護に関する入門的研修

介護に関する基礎的な知識や介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶ機会を提供し、介護分野への参入のきっかけを作るための研修を実施します。また、研修修了者に対して、マンパワーセンターと連携し、求職登録の案内、介護福祉士等届出制度の周知を行います。

### 業務の効率化

#### ■文書負担の軽減

「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の中間取りまとめ（令和元年12月4日）及びそれを踏まえた厚生労働省の対応方針（令和2年3月6日）に沿って、指定申請、報酬請求に関する文書の簡素化・標準化や申請等におけるICTの活用を検討し、介護サービス事業者の負担軽減に努めます。

#### ■介護現場におけるロボット・ICT活用の周知

国や県からの補助金・交付金を活用した介護ロボット・ICT機器等の導入支援事業を積極的に周知し、介護保険事業者に導入を促します。

## 目標Ⅵ 安定した介護保険制度の運営

### 介護給付の適正化(介護給付適正化計画)

情報分析に基づく介護給付の適正化を、目標と計画性をもって取り組むことにより、持続可能な介護保険制度の運営を目指します。

#### 要介護認定の適正化

調査員の調査結果を全数点検し、調査員研修において点検で把握した課題や業務分析データを伝達することで、調査における適切かつ公平な視点の統一を図ります。また、合議体間の判定の差を分析し、研修や情報提供を行うほか、合議体の体制も見直すことで、審査の平準化を図ります。

#### ケアプランの点検

チェックシートを活用したケアプラン点検を行い、明らかになった改善すべき事項を面談方式により介護支援専門員へ伝達していくことで、ケアマネジメントの質的向上を図り、自立支援に資するケアマネジメントを促していきます。

#### 住宅改修等の点検

住宅改修費・福祉用具購入費の支給では、自立支援の観点から見て適正な内容であるかを点検し、必要な場合は事業者や介護支援専門員への聞き取り調査・現地調査等を実施します。

#### 縦覧点検・医療情報との突合

医療情報の突合では、介護と医療の給付実績を突合し、疑義のあるものについて事業所に確認を行うことで、重複請求の排除等を図ります。縦覧点検では、複数月にまたがるサービスの整合性や算定回数等の点検を行い、過誤申立手続きを確実に実施します。

#### 介護給付費通知の送付

サービス利用の自己点検や事業所の不正請求抑止を目的に、介護サービス等の利用者全員に対して、定期的に利用したサービス内容を通知します。

#### 給付実績の活用

国民健康保険団体連合会から提供される帳票の確認に加えて、新たに導入したシステムを活用し、事業所単位で給付実績の分析・評価を行うことにより、誤った請求等を行う事業所を抽出し、該当事業所に対してヒアリングや指導を行います。

#### その他の適正化事業

居宅介護支援事業者等説明会を開催し、サービス利用の適正化につながる情報を提供するほか、指導監督部門に対して、実地指導に有効となる情報を提供することで連携を強化し、給付の適正化につなげます。

## 介護保険制度の円滑な運営

安定した介護保険制度運営に向けて、各方面に情報発信をしていくことで制度への理解を深めてもらい、サービスの質の向上につなげていきます。

### 制度の普及啓発

市ホームページ、パンフレット及び出前講座等により、各種情報提供に努め、介護保険制度の周知や啓発を行っていきます。

### サービスの質の向上に向けた取組

介護サービス事業者に対し、研修会や集団指導等を実施し、法令等の周知や運営に関する指導・助言を行い、介護サービスの質の向上を図ります。

### 低所得者等への対応

介護サービスの利用について過大な負担にならないように法令等に基づく軽減策を実施します。

#### ■施設サービス及び短期入所サービスの負担額軽減

施設サービスや短期入所サービスを利用する際の居住費（滞在費）・食費について、所得等に応じた利用者負担限度額を設け、低所得者の負担軽減を図ります。

#### ■社会福祉法人等による利用者負担軽減

収入等が低く特に生計が困難な方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割の一環として、介護保険サービスの利用促進を図るため、利用者負担額を軽減します。

#### ■高額介護（予防）サービス費

1か月間に利用した介護保険サービス費の利用者負担の合計額が世帯単位又は個人単位の上限額を超えた場合、超えた分を高額介護（予防）サービス費として支給します。

#### ■高額医療合算介護（予防）サービス費

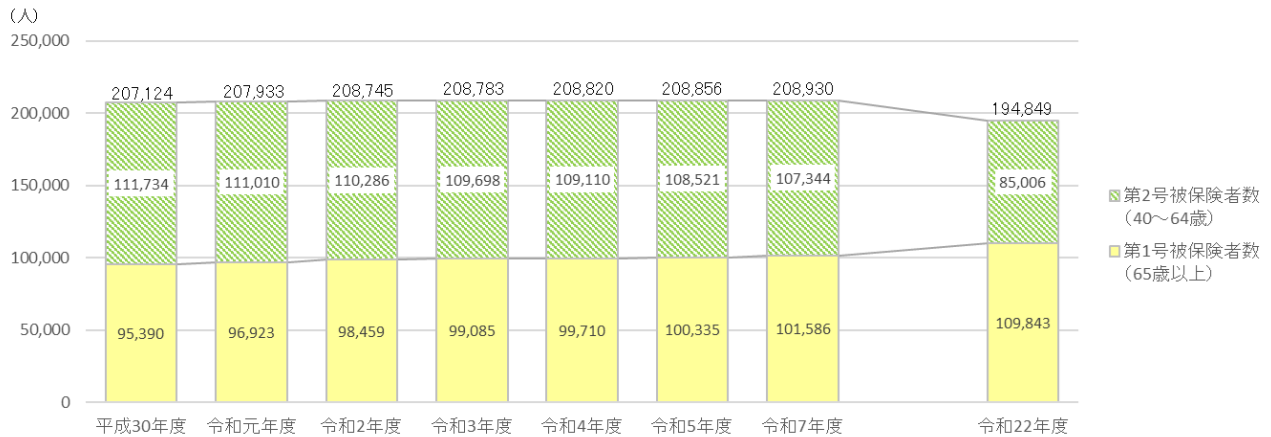
医療保険及び介護保険の利用者負担の1年間の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減するため、限度額を設け、その限度額を超える差額を高額医療合算介護（予防）サービス費として支給します。

## 第6章 介護保険事業の見込み

### 被保険者数の推計

第8期計画期間中の被保険者数は微増となる見込みで、第1号(65歳以上)は増加傾向であるのに対し、第2号(40～64歳)は減少傾向と見込まれます。

図表6-1 被保険者数の推計

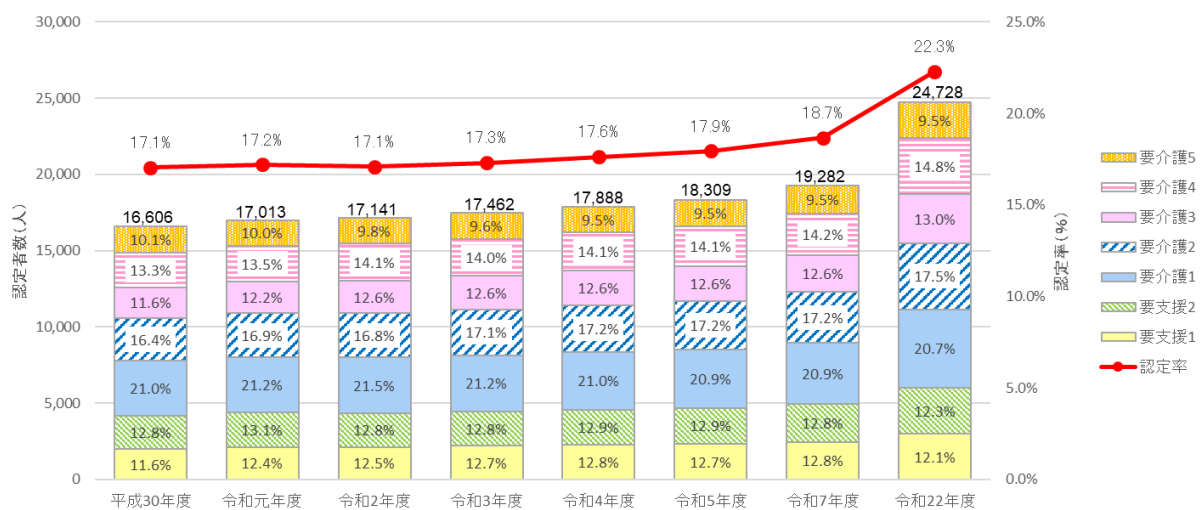


### 要介護等認定者の推計

要介護等認定者数は第7期計画期間に17,000人を超え、増加傾向に転じました。第8期計画期間中も同様の傾向となり、令和5年度には18,000人になると見込まれます。

また、第1号被保険者数の増加が緩やかになることにより、要介護認定率は上昇し、令和5年度には、17.9%と見込まれます。

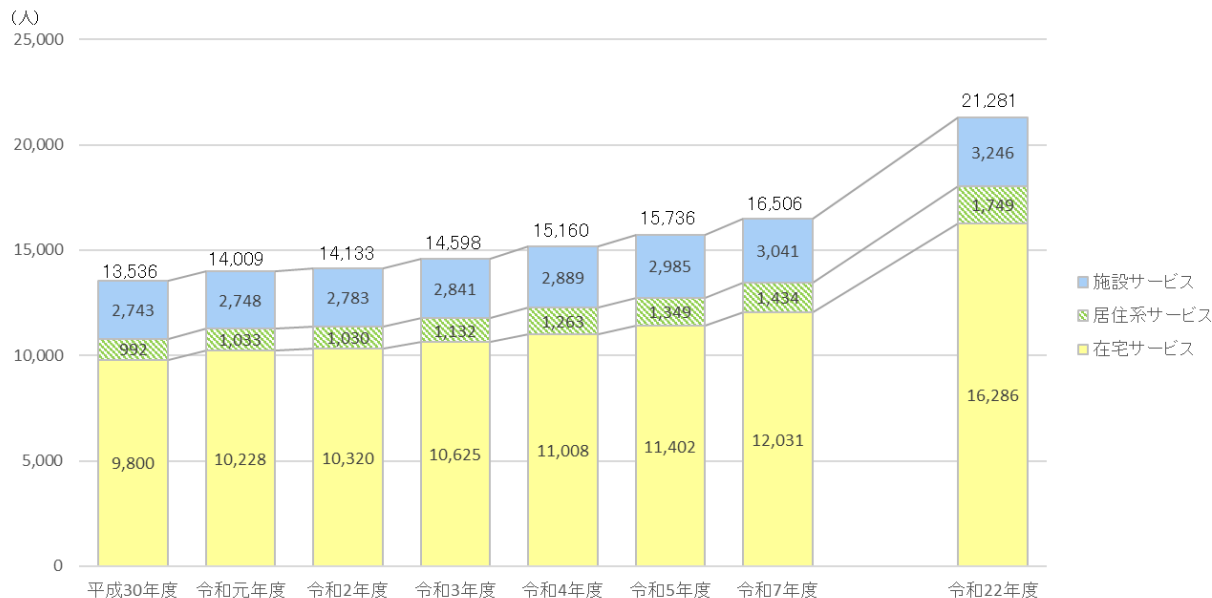
図表6-2 要介護等認定者数・認定率の推計



## 介護サービス利用者数等の推計

要介護等認定者の増加や今後の整備方針を踏まえて介護サービス利用者数を推計すると、1年ごとに約600人ずつ利用者が増加し、令和5年度には約16,000人になる見込みです。

図表6-3 サービス利用者数の推計



## 保険給付費の見込み

図表6-4 保険給付費の見込み

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅サービス (千円)						
介護サービス (千円)						
介護予防サービス (千円)						
地域密着型サービス (千円)						
介護サービス (千円)						
介護予防サービス (千円)						
施設サービス (千円)						
その他のサービス (千円)						
合計 (千円)						

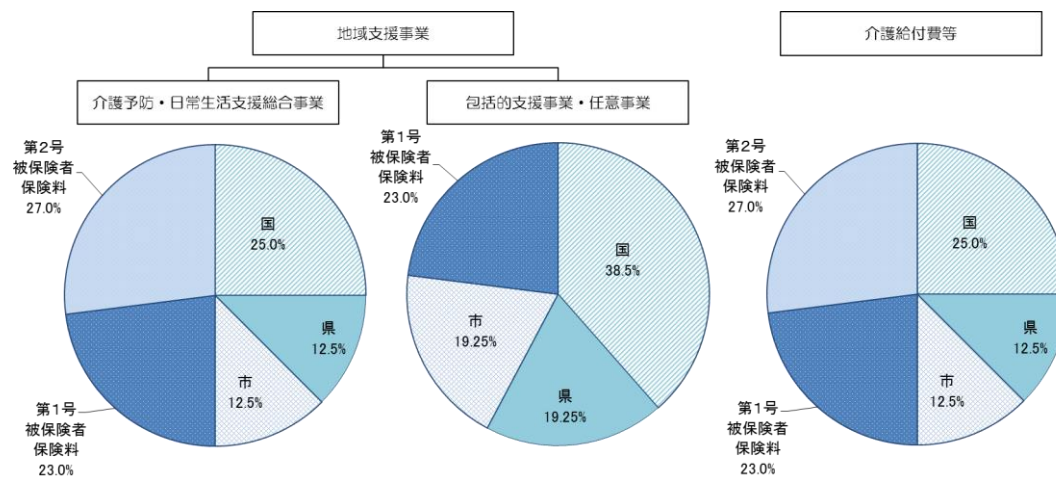
報酬改定等の変動要因が固まりましたら、設定します。

## 介護保険事業に係る財源構成

地域支援事業及び介護給付費等の財源は以下のように構成されます。

介護予防・日常生活支援総合事業及び介護給付費等は、公費50%と第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料50%でまかなわれます。包括的支援事業・任意事業については、公費と第1号被保険者の保険料でまかなわれます。

図表6-5 地域支援事業及び介護給付費等の財源構成



本計画書における表記について

係数は、端数整理等により、合計と一致しない場合があります。



# まえばしスマイルプラン

～老人福祉計画・第8期介護保険事業計画～  
(素案)

令和2年11月

発行 前 橋 市

前橋市大手町二丁目12番1号

電話 027-224-1111(代表)